

# 県営吉田公園緑花大学運営要綱

## 第1章 総則

(名称及び運営主体)

第1条 本講座は「吉田公園緑花大学」(以下「緑花大学」という。)という。

2 緑花大学の運営は、公園を指定管理者として管理している特定非営利活動法人しずかちゃん(以下「NPO法人しずかちゃん」という。)が行う。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 県営吉田公園(以下「公園」という。)を利用する者をはじめとして、多くの方々に様々な生涯学習の場を提供することにより、公園を核とした人の交流や仲間づくり、園芸知識習得の機会となることを目的として開講する。

(事業内容)

第3条 緑花大学は第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

(1) 仕事や家庭以外の多様なコミュニティーへの参加の機会を提供するため、各種の講座を開設する。

(2) 生きがいづくり及び健康増進の機会を提供するため、各種の講座を開設する。

(各講座の運営)

第4条 緑花大学の個々の講座は、それぞれの講師が責任をもって、開設及び運営に当たるものとする。

2 講座は、講師と受講生の信頼関係によって、運営されなければならない。

(事業年度)

第5条 緑花大学の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第3章 講師会

(講師会)

第6条 緑花大学に全講師を委員とする「緑花大学講師会」(以下「講師会」という。)を設置する。

(役員)

第7条 講師会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

(役員を選任及び任期)

第8条 役員は、委員の互選により選任する。

2 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議の種類)

第9条 講師会は、年1回開催する定例講師会と随時に開催する随時講師会とする。

2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 講師会は、次の事項を議決する。

- (1) 講座の開設及び閉講に関する事。
- (2) 講師の除籍に関する事。
- (3) 緑花大学作品展に関する事
- (4) 役員の選任に関する事。
- (5) 本要綱の改正及び廃止に関する事。

#### 第4章 講師及び講座

##### (講師の募集等)

第10条 各講座の講師は公募制とし、公園ホームページ、ポスター等により周知する。

- 2 講師の応募資格は、講座開設の資格を有する18歳以上の成人とする。
- 3 講師の採否は、講座開設の承認の可否をもって行う。
- 4 講師の任期は、1年とする。
- 5 講座の内容が本運営要綱に違反していると認められるときは、講師会に諮って、当該講座を閉講し、講師を除籍することができるものとする。
- 6 講師はNPO法人しずかちゃんの正会員でなければならない。

##### (講座の開設等)

第11条 講座の開設は、講師がNPO法人しずかちゃんに講座の内容、日時、会場等を「講座開設計画書(別紙)」により提出し、講師会が内容を審査し、適当と認めた講座の開講を理事会にて承認する。ただし、講師の初回の応募に限っては、委員長が面接により事前審査を行う場合がある。

- 2 講座の内容は、花緑に関する事を主体とし、教養、文化、趣味、娯楽、スポーツ(競技スポーツを除く。)、レクリエーション等とする。ただし、特定の政治団体又は宗教団体に関するもの、物販その他営利目的と認められるもの並びに著しく公共性を欠き、公序良俗に反すると認められるものは、開講を認めないものとする。
- 3 講座の開催は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、開催日は講師が事務局と協議の上、定めることができる。
- 4 講座の開催回数は、12回以上を原則とする。
- 5 1回の学習時間は、2時間程度を原則とする。
- 6 講座開講の最低必要人員は、5名以上を原則とする。(4名以下での開講は講師の判断による。)
- 7 夜間に開催する講座は、公園ヒーリングコアの管理等の理由により、同時間帯に複数の講座を開催するものとする。
- 8 講師が、年度途中において、自己の都合により閉講する場合には、講師会の承認を得なければならない。

##### (講座の会場)

第12条 会場は公園内とする。

- 2 講師自宅や民間施設等での開設は、原則として認めない。

##### (受講生の募集)

第13条 受講生の募集は、公園ホームページ、新聞折込、ポスター掲示等の方法で行う。

- 2 受講は、住所の有無を問わず誰でも申し込むことができる。ただし、講座運営の支障となると認められる者については、講師が受講を断ることができるものとする。
- 3 受講生は、講座の日時が重ならない限り、複数の講座を同時に受講することができる。

4 受講生は、原則として同じ講座を翌年度も受講することができる。(一部特別な講座を除く。)

(作品展の開催)

第14条 各講座の学習の成果を発表する場として、年1回「緑花大学作品展」を開催することができる。

2 作品展の開催は、作品展に参加する講座の講師で組織する「作品展実行委員会」が行うものとする。

(受講料等)

第15条 受講料は、別に定める。

2 受講料は、各講座の初回時に徴収するものとする。

3 受講料の払戻しは行わないものとする。ただし、講師が自己の都合により、年度途中で閉講した場合は、受講料の残回数分を受講生に払戻すものとする。

4 講師は、受講料及び受講生募集時に周知している教材費以外を、受講生から徴収することはできない。ただし、事前に受講生から了承を得ている場合は、この限りではない。なお、年度途中で受講を取り止める者に対する教材費の返却は、講師の判断による。

5 講師は、必要な場合には、自己の責任において傷害保険等に参加するものとする。

(緑花大学運営費)

第16条 緑花大学運営費は次のとおりとする。適格請求書発行事業者の判断は、毎年4月1日とする。なお、適格請求書発行事業者でなくなった場合は、直ちにNPO法人しずかちゃんに報告しなければならない。

(1) 講師が消費税の適格請求書発行事業者の場合

① 受講生の人数が20人以下の場合は、受講料の1割

② 受講生の人数が21人以上の場合は、20人目までは受講料収入の1割、21人目からは受講料の5割として、計算した額とする。

(2) 講師が消費税の適格請求書発行事業者にあたらない場合

① 受講生の人数が20人以下の場合は、受講料の2割

② 受講生の人数が21人以上の場合は、20人目までが受講料収入の2割、21人目からは受講料の5割として、計算した額とする。

(講師料の支払い)

第17条 講師料の支払いは、各講座の受講料の全額から前条の緑花大学運営費を控除し、さらに、その額で算出した所得税の源泉徴収税を控除した額を支払うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は**理事会**に諮って委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月30日から施行する。